

給油取扱所における業務等のあり方に関する見直しについて

※令和5年12月6日付消防危第324号

1 改正の背景

石油製品需要の更なる減少が見込まれる中、給油取扱所について、ハード・ソフトの両面から安全性を確保しつつ、給油取扱所における業務を拡大できるよう「給油取扱所における業務のあり方等に関する検討会」において検討され、その結果を踏まえて危険物の取扱いの技術上の基準等について規制の見直しが行われたものです。

2 給油取扱所における業務等のあり方に関する見直しの概要

(1) ガソリンの容器への詰替え等に係る安全対策

固定給油設備を用いたガソリンの容器への詰替え及び軽油の車両に固定されたタンクへの注入について、法令上明確に位置づけられました。また、容器への詰替え等を行う固定給油設備について、給油ノズルに満量停止措置を設けること等の安全対策が規定されました（危政令第3条、第27条第6項第1号ニ、危規則第25条の2第2号）。

(2) 給油取扱所に設置できる建築物の用途拡大

給油取扱所に設置できる建築物の用途が拡大され、消防法施行令別表第一（1）項、（3）項、（4）項、（8）項、（11）項から（13）項イまで、（14）項及び（15）項に掲げる防火対象物の用途が新たに規定されました（危政令第17条第1項第16号、危規則第25条の4）。

(3) 給油取扱所の附随設備の追加

給油取扱所の業務に必要な設備として、尿素水溶液供給機及び急速充電設備が追加されるとともに、当該設備に係る位置、構造又は設備の基準として、給油に支障がない場所に設置し、衝突防止措置を設けること等が定められました（危規則第25条の5）。

(4) 荷卸し中の固定給油設備等の使用に係る安全対策について

固定給油設備又は固定注油設備に接続する専用タンクに危険物を荷卸しする際、次の安全対策を講じた場合は、当該タンクに接続する固定給油設備等の使用を中止しないことができるようになりました。（危政令第27条第6項第1号ト(1)、危規則第40条の3の3の2）。

① 専用タンクに接続する固定給油設備の給油ノズル及び固定注油設備の注油ノズルは、満量停止措置を設けること。

② 専用タンク及び専用タンクに危険物を注入する移動タンク貯蔵所は、コンタミ防止措置を設けること。

(5) 営業時間外の係員以外の者の出入りのための安全対策について

次の措置を講じたときは、給油業務の営業時間外に係員以外の者を給油取扱所全体に出入りさせないための措置について、不要となりました。（給油取扱所内の店舗等には出入りできる（図1））（危政令第27条第6項第1号カ、危規則第40条の3の6の2）。

① 固定給油設備等の危険物を取り扱う箇所の周囲には、係員以外の者を近寄らせないための措置を講ずること。

- ② 固定給油設備等の危険物を取り扱う設備には、みだりに操作を行わせないための措置を講ずること。
- ③ ①、②のほか、係員以外が利用しない箇所及び設備には、係員以外の者を近寄せないための措置を講ずること。

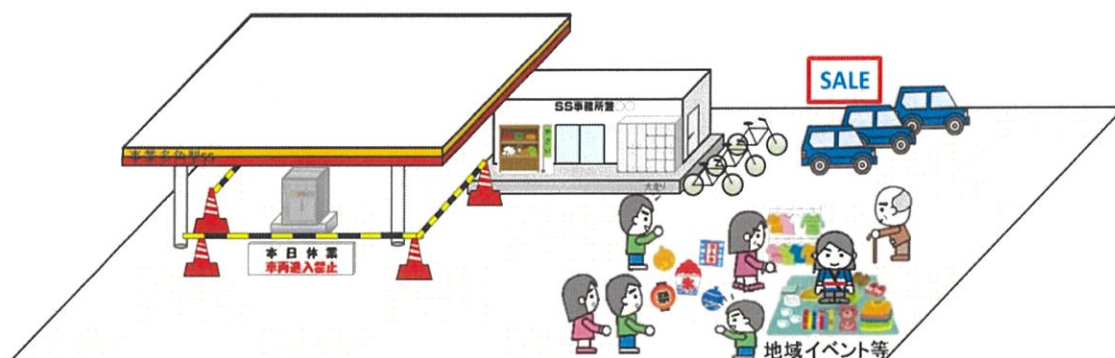


図1 給油業務の営業時間外の係員以外の者の出入りのイメージ

(6) 予防規程に定めなければならない事項の追加について

予防規程に定めなければならない事項として、次の事項が追加されました（危規則第60条の2）。

- ① 荷卸し中の固定給油設備等の使用に係る安全対策を講じた給油取扱所にあつては、専用タンクへの危険物の注入作業が行われているときに給油又は容器への詰替えが行われる場合の当該危険物の取扱作業の立会及び監視その他の保安のための措置
- ② 営業時間外の係員以外の者の出入り制限緩和のための安全対策を講じた給油取扱所にあつては、緊急時の対応に関する表示その他給油の業務が行われていないときの保安のための措置

3 その他

2(2)及び(3)の改正については公布の日の翌日、その他の改正については令和5年12月27日に施行済です。なお、運用については、別途通知が発出されることとなっており、発出され次第、広報致します。何かご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

〔お問い合わせ先〕 隠岐広域連合消防本部 予防課危険物係 08512-2-2307